

全L協事業28第196号
平成29年2月8日

都道府県協会御中

(一社)全国LPガス協会

災害時におけるLPガス充填所の被害状況の報告体制について
(お願い)

標記につきましては、経産省石油流通課より熊本地震の教訓として避難所及び一般家庭等への安定供給を図るため、災害時におけるLPガス充填所の被害状況について把握をしたい旨を全L協へ打診がありました。

同課からの要請に基づき全L協にて通報要領(案)を作成し、都道府県協会からのご意見を集約し、同課と意見交換をした結果、別添「LPガス充填所災害時通報要領」の内容で進めることとなりましたのでご協力をお願いいたします。

つきましては、経産省による石油備蓄法第33条第3項に基づく「災害時石油ガス供給連携計画」の実施の勧告文を発出する際の資料として活用していくこととなりますので、都道府県協会におかれましては、中核充填所及び貴協会会員の充填所に対して、ご周知いただき災害が発生した場合は、本要領に基づく対応を行っていただきますようお願いいたします。

以上
発信手段：メール
事業推進部：瀬谷

【通報要領】概要

都道府県の充填所(石油備蓄法によって指定されている「中核充填所」及び、その他の充填所を「一般充填所」という。また、一般充填所は都道府県協会の会員のみとする。)は、下記の災害が発生した時は可及的速やかに状況を通報する。

○中核充填所

地震

「震度5強」以上の地震が発生した場合は、様式に基づきメール等にて経産省石油流通課及び都道府県協会へ被害状況を通報する。

ただし、「震度5弱」以下において被害があった場合は、様式1に基づきメール等にて経産省石油流通課及び都道府県協会へ被害状況を通報する。

また、報告した後、被害状況が変化した場合は、随時通報する。

風水害・雪害・津波等

通報判断の条件を数値的に取り決める事が出来ないことから、被害があった場合は、様式1に基づきメール等にて速報として経産省石油流通課及び都道府県協会へ被害状況を通報する。

○一般充填所

地震及び風水害・雪害・津波等

被害があった場合は、様式2に基づきメール等にて速報として都道府県協会へ被害状況を通報する。

○実施時期

中核充填所 平成29年3月1日より

一般充填所 平成29年4月1日より

以上

平成29年2月1日

【L P ガス充填所災害時通報要領】 通報体制について

標記につきましては、都道府県協会及び全L協が災害時が発生した際に充填所の被害状況を把握し、経済産業省石油流通課等へ通報する際の通報体制につきまして、以下の体制でお願いいたします。

なお、都道府県協会におかれましては、災害時における対応体制(出勤体制等)及びBCP(事業継続計画)と合わせて運用をお願いいたします。

また、本要領は、適時見直しを行い改善してまいりますので、ご意見等ございましたら全L協までお寄せいただきますようお願いいたします。

通報運用

「災害が発生した時は可及的速やかに状況を通報する。」となっておりますが、災害が発生した場合は、以下の体制で通報をお願いします。

- 平日(日中) 発災後、2～3時間以内に通報(報告)
- 平日(夜間) 発災後、翌日午前中までに通報(報告)
- 休日(日中) 発災後、2～3時間以内に通報(報告)
- 休日(夜間) 発災後、翌日午前中までに通報(報告)

※なお、災害が発生し避難する場合は、この運用は行わず避難すること。
後に、避難解除が行われた後に、被害の報告を行うこととする。

※お願い

1. 本要領3頁目の⑤通報先において、貴協会の名称、電話番号、FAX、メールアドレスをご記入の上、周知してください。
2. 経済産業省石油流通課への報告は、メールにてお願いいたします。

【LPガス充填所災害時通報要領】

本要領については、大規模災害が発生し充填所の被害を把握し、経済産業省において石油の備蓄の確保等に関する法律(以下、「石油備蓄法」という。)第33条第1項に基づく「災害時石油ガス供給連携計画」の実施の勧告文を発出する際の資料として定めるものである。

都道府県の充填所(石油備蓄法によって指定されている「中核充填所」及び、その他の充填所を「一般充填所」という。また、一般充填所は都道府県協会の会員のみとする。)は、下記の災害が発生した時は可及的速やかに状況を通報する。

1. 中核充填所の対応

地震

中核充填所の所在地(市区町村)にて「震度5強」以上の地震が発生時した場合は、様式に基づきメール等にて速報として経産省石油流通課及び都道府県協会へ被害状況を通報する。

ただし、「震度5弱」以下において被害があった場合は、様式に基づきメール等にて速報として経産省石油流通課及び都道府県協会へ被害状況を通報する。

また、報告した後、被害状況が変化した場合は、随時通報する。

風水害・雪害・津波等

通報判断の条件を数値的に取り決める事が出来ないことから、被害があった場合は、様式に基づきメール等にて速報として経産省石油流通課及び都道府県協会へ被害状況を通報する。

また、報告した後、被害状況が変化した場合は、随時通報する。

2. 一般充填所の対応

地震

被害があった場合は、様式に基づき同様の報告をメール等にて速報として都道府県協会へ被害状況を通報する。

また、報告した後、被害状況が変化した場合は、随時通報する。

風水害・雪害・津波等

通報判断の条件を数値的に取り決める事が出来ないことから、被害があった場合は、様式に基づき同様の報告をメール等にて速報として都道府県協会へ被害状況を通報する。

また、報告した後、被害状況が変化した場合は、随時通報する。

3. 通報(報告)方法と宛先

①中核充填所の対応

「LPGガス中核充填所被災状況報告書(様式1)」においてメール等にて経産省石油流通課及び都道府県協会へ通報する。

②一般充填所の対応

「LPGガス充填所被災状況報告書(様式2)」においてメール等にて都道府県協会へ通報する。

③都道府県協会の対応

地震及び風水害・雪害・津波等の災害が発生し、中核充填所及び一般充填所からの報告(様式1・2)を取りまとめ、速やかに全L協へ被害状況を通報する。

④全L協

都道府県協会からの報告を取りまとめ、速やかに経産省石油流通課へ被害状況を通報する。

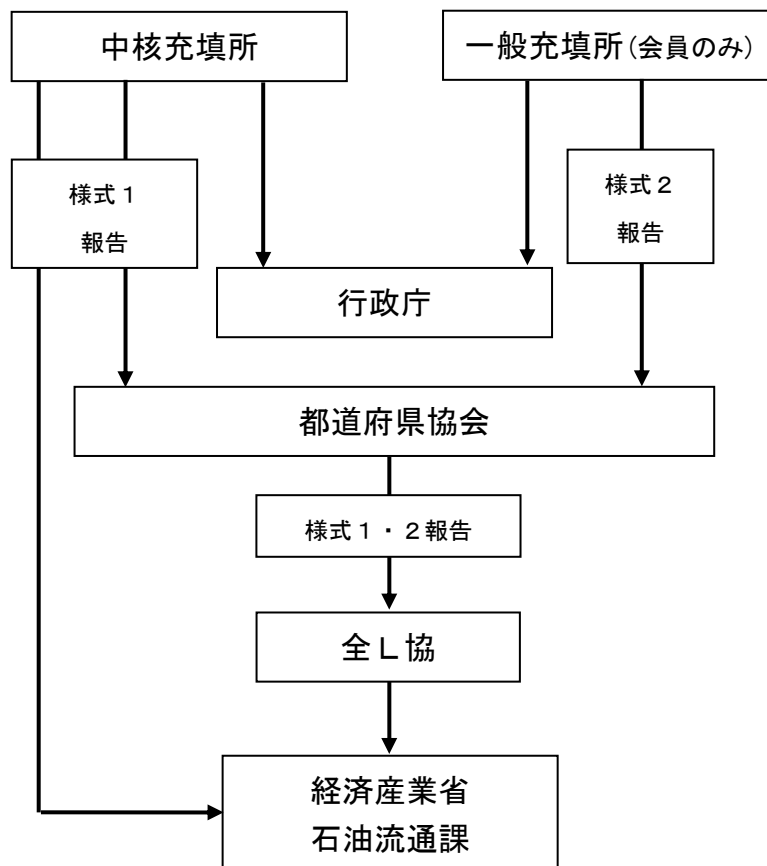
⑤通報先

- ・ 経済産業省 石油流通課 TEL:03-3501-1320
中核 石油ガス供給連携計画 ANRE-LPG@meti.go.jp
- ・ (一社)埼玉県LPガス協会 TEL:048-823-2020 FAX: 048-823-2021
メールアドレス slpga@po.sphere.ne.jp
- ・ (一社)全国LPガス協会 03-3593-3500
石油ガス供給連携計画 chukaku@japanlpg.or.jp

4. 実施時期

この要領は、中核充填所が平成29年3月1日から実施し、一般充填所は平成29年4月1日から実施する。

《参考》通報体制



以上